

使用料・手数料等の見直し（案）

【冊子の内容】

- ▶ 資料1 使用料・手数料等の見直し案（概要）
- ▶ 資料2 使用料改定一覧
- ▶ 資料3 手数料改定一覧
- ▶ 資料4 行政財産使用料の改定内容

苫小牧市

資料 1 使用料・手数料等の見直し案（概要）

1 はじめに

公共施設の貸出しや証明書の発行など、特定の利用者のための行政サービスでは、受益者負担の考え方に基づき、利用者に費用の一部を料金として負担いただくことで、**利用する方と利用しない方との間に不公平が生じないように**しています。

本市では、これまで5年ごとに利用者の料金負担が適正であるか検討してきましたが、平成18年度以降は、全体的な見直しを見送ってきました。しかしながら、昨今の物価高騰や労務単価の上昇により、施設の維持管理費などに必要となる行政費用は大きく増加しており、利用する方の負担と利用しない方の負担とのバランスが崩れてきています。

このようなことから、**将来にわたり安定したサービスの継続や施設環境の向上を図りたいと考え**、使用料・手数料の見直し案を作成しました。

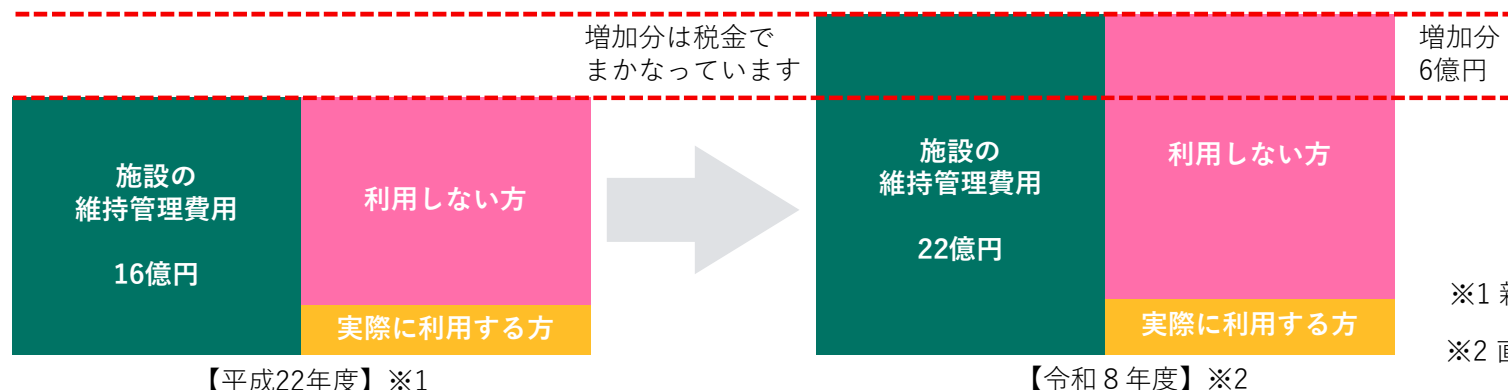
受益者負担（じゅえきしゃふたん）とは？

公共の施設やサービスについて、「実際に利用する方」と「利用しない方」との間で、不公平が生じないように費用を分け合う考え方のことです。すべての費用を税金でまかなうのではなく、利用する方にも適正に負担いただくことで、サービスの持続性と公平性を守っています。

本市の状況

施設の維持管理費用は、**全体で約16億円かかっていたものが、現在は、約22億円かかっており、6億円増加**しています。これまで利用者負担（使用料）を据え置いているため、増加した分は市民の皆様に納めていただいた税金でまかなっております。

「利用する方（使用料）」と「利用しない方（税金）」との負担のバランスが崩れきています。



※1 新規施設等はその開始年度

※2 直営施設は令和7年度決算額

資料1 使用料・手数料等の見直し案（概要）

2 料金改定の基本的な考え方

使用料 手数料

1. 基準となる年度と直近の決算額又は基準管理費と比較し、増加率を算出する。ただし、増加率は「+10%」を上限とする。
 2. 1で算出した増加率を、現行料金に乘じる。
 3. 2で算出した金額を現行料金に加え、100円単位に切り上げる。
- ※各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し乖離する場合は、別途設定する。
 ※指定管理者制度導入施設の料金改定は、原則、指定管理期間の更新時期とする。
- ⑨端数処理の都合上、元の料金が低いものについては、10%以上の改定率となる場合があります。
 例：100円→200円（改定率+100%）

行政財産 手数料

営利を目的として行政財産を使用する場合の料金を新設する。

3 料金改定数

- 使用料 45施設（うち指定管理者制度導入：38施設）
- 手数料 323項目

4 今後のスケジュール

10月 上旬 ～ 11月 上旬	▶ パブリックコメント：10/9(金)～11/7(土)	～11月 中旬	▶ 意見の とりまとめ	12月	▶ 議会へ 条例案を提出	令和9年 4月～	▶ 新料金適用
	▶ 市民アンケート：10/9(金)～10/30(金)						
	▶ 市民説明会 市役所本庁舎：10/9(金)、10/18(日) 沼ノ端交流センター：10/7(水)、10/12(月・祝) のぞみコミュニティセンター：10/12(月・祝)、10/15(木)						

資料 2 使用料改定一覧

1 集会施設	P5	3 スポーツ施設	P21	5 子育て支援施設	P41
2 社会教育施設	P15	4 産業施設	P38	6 公園施設	P43

■ 「利用料金制」の施設使用料

施設の管理は大きく分けて3種類あり、指定管理者が管理する施設のうち、利用料金制の施設では、指定管理者が条例の額を上限に市の承認を受けて料金を定めることができるため、条例の額と実際の料金が異なる場合があります。

※この使用料改定一覧に掲載している新料金は、全て条例の額となります

■ 管理者による違い

管理者	使用料・利用料金の額	使用料・利用料金の徴収
①市	条例の額	市の収入（使用料収入）
②指定管理者（使用料）		
③指定管理者（利用料金制）	条例の額が上限 ※利用料金は、指定管理者が市の承認を受けて定める	指定管理者の収入（利用料金収入） ※利用料金と市からの委託料等で運営

■ 利用料金制の施設（R8.9.1現在）※【】内はネーミングライツによる名称

集会施設	まちなか交流センター、市民活動センター（社会福祉センター、男女平等参画推進センター）、豊川コミュニティセンター、沼ノ端コミュニティセンター、住吉コミュニティセンター、のぞみコミュニティセンター、植苗ファミリーセンター
社会教育施設	文化交流センター
スポーツ施設	総合体育館、日吉体育館、川沿公園体育館、ハイランドスポーツセンター、沼ノ端スケートセンター【ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ】、新ときわスケートセンター【ナラサキスタックスアイスアリーナ】、白鳥アリーナ【nepiaアイスアリーナ】、緑ヶ丘野球場【とましんスタジアム】、清水野球場、緑ヶ丘庭球場、緑ヶ丘サッカー場【TOMASEIフットボールフィールド】、緑ヶ丘陸上競技場【ヤクルト緑ヶ丘陸上競技場】、日新温水プール【アプロス日新温水プール】、沼ノ端スポーツセンター【アプロス沼ノ端スポーツセンター】、矢代スポーツセンター【アプロス矢代スポーツセンター】
産業施設	樽前交流センター
子育て支援施設	住吉児童センター、日新児童センター、沼ノ端児童センター、あさひ児童センター、錦岡児童センター、大成児童センター、北栄児童センター、沼ノ端交流センター
公園施設	緑ヶ丘公園、錦大沼公園（オートキャンプ場・センターハウス研修室・温浴施設・温浴施設和室、青少年キャンプ場）、北光町未来の森公園、サンガーデン

資料 2 使用料改定一覧 / 1 集会施設

①まちなか交流センター	P6
②市民活動センター	P6
▶社会福祉センター	P6
▶男女平等参画推進センター	P7
③コミュニティ施設	P9
▶豊川コミュニティセンター	P9
▶沼ノ端コミュニティセンター	P9
▶住吉コミュニティセンター	P9
▶のぞみコミュニティセンター	P9
④植苗ファミリーセンター	P10
⑤生活館	P11
⑥勇払公民館	P13

1 集会施設

① まちなか交流センター

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
45,865千円	54,383千円	+18.6%

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
活動室1・活動室2	午前	800円	900円	(+100円)	
	午後	2,100円	2,400円	(+300円)	
	夜間	1,800円	2,000円	(+200円)	
	1日	4,200円	4,700円	(+500円)	
多目的ホール	午前	1,600円	1,800円	(+200円)	
	午後	4,500円	5,000円	(+500円)	
	夜間	3,400円	3,800円	(+400円)	
	1日	8,600円	9,500円	(+900円)	

② 市民活動センター

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
69,561千円	89,610千円	+28.8%

社会福祉センター		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
研修室C・講習室・会議室1・会議室2	午前	900円	1,000円	(+100円)	
	午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
	夜間	1,100円	1,300円	(+200円)	
	1日	2,550円	2,900円	(+350円)	
研修室A	午前	450円	500円	(+50円)	
	午後	500円	600円	(+100円)	
	夜間	550円	700円	(+150円)	
	1日	1,270円	1,400円	(+130円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

②市民活動センター（つづき）

社会福祉センター		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
研修室B・和室	午前	400円	500円	(+100円)	
	午後	450円	500円	(+50円)	
	夜間	500円	600円	(+100円)	
	1日	1,150円	1,300円	(+150円)	

男女平等参画推進センター		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
調理実習室	午前	1,100円	1,300円	(+200円)	
	午後	1,200円	1,400円	(+200円)	
	夜間	1,300円	1,500円	(+200円)	
	1日	3,050円	3,400円	(+350円)	
講習室A	区分しない場合	午前	900円	1,000円	(+100円)
		午後	1,000円	1,100円	(+100円)
		夜間	1,100円	1,300円	(+200円)
		1日	2,550円	2,900円	(+350円)
	2室に区分した1室を使用する場合	午前	450円	500円	(+50円) ●
		午後	500円	550円	(+50円) ●
		夜間	550円	650円	(+100円) ●
		1日	1,270円	1,450円	(+180円) ●
講習室B・美術工芸室・交流学習室	午前	900円	1,000円	(+100円)	
	午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
	夜間	1,100円	1,300円	(+200円)	
	1日	2,550円	2,900円	(+350円)	
研修室・茶室・音楽室・陶芸室	午前	800円	900円	(+100円)	
	午後	900円	1,000円	(+100円)	
	夜間	1,000円	1,100円	(+100円)	
	1日	2,300円	2,600円	(+300円)	
和室1・和室2・プレイルーム	午前	400円	500円	(+100円)	
	午後	450円	500円	(+50円)	
	夜間	500円	600円	(+100円)	
	1日	1,150円	1,300円	(+150円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

②市民活動センター（つづき）

男女平等参画推進センター		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
多目的室	午前	1,600円	1,800円	(+200円)	
	午後	1,700円	1,900円	(+200円)	
	夜間	1,800円	2,000円	(+200円)	
	1日	4,300円	4,800円	(+500円)	
市民ギャラリー	1日につき	2,200円	2,500円	(+300円)	

設備、備品等を使用する場合		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
放送設備(講習室A及び多目的ホール用)	1式	500円	600円	(+100円)	
カラオケ装置	1式	500円	600円	(+100円)	
調理器具	1式	500円	600円	(+100円)	
茶道具	1式	500円	600円	(+100円)	
ポータブルマイク	1式	500円	600円	(+100円)	
DVDプレーヤー	1台	500円	600円	(+100円)	
ピアノ(音楽室及び多目的ホール用)	1台	500円	600円	(+100円)	
プロジェクター	1台	500円	600円	(+100円)	
電動ろくろ	1式	500円	600円	(+100円)	
七宝窯	1台	500円	600円	(+100円)	
陶芸用電気窯	1時間につき 1台	400円	500円	(+100円)	
ミシン	1台	100円	200円	(+100円)	
アイロン	1台	100円	200円	(+100円)	
パネル	1日につき 1枚	50円	100円	(+50円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

③コミュニティ施設（豊川コミュニティセンター・沼ノ端コミュニティセンター・住吉コミュニティセンター・のぞみコミュニティセンター）

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
123,630千円	197,577千円	+59.8%

体育館・トレーニング室		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
普通使用料	大学生・一般	100円	200円	(+100円)	
	高校生・高等専門学校学生	50円	100円	(+50円)	
回数使用料（11回分）	大学生・一般	1,000円	2,000円	(+1,000円)	●
	高校生・高等専門学校学生	500円	1,000円	(+500円)	●
集会室	午前	1,000円	1,100円	(+100円)	
	午後	1,300円	1,500円	(+200円)	
	夜間	1,500円	1,700円	(+200円)	
	1日	3,200円	3,600円	(+400円)	
体育館（全面）	午前	3,000円	3,300円	(+300円)	
	午後	3,900円	4,300円	(+400円)	
	夜間	4,500円	5,000円	(+500円)	
	1日	9,600円	10,600円	(+1,000円)	
その他の施設	午前	700円	800円	(+100円)	
	午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
	夜間	1,300円	1,500円	(+200円)	
	1日	2,600円	2,900円	(+300円)	
暖房料	午前	1,500円	1,700円	(+200円)	
	午後	1,500円	1,700円	(+200円)	
	夜間	1,500円	1,700円	(+200円)	
	1日	4,500円	5,000円	(+500円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

④植苗ファミリーセンター

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
15,881千円	26,516千円	+67.0%

トレーニング機器		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
普通使用料	大学生・一般	100円	200円	(+100円)	
	高校生・高等専門学校学生	50円	100円	(+50円)	
回数使用料（11回分）	大学生・一般	1,000円	2,000円	(+1,000円)	●
	高校生・高等専門学校学生	500円	1,000円	(+500円)	●
集会室	午前	1,100円	1,300円	(+200円)	
	午後	1,500円	1,700円	(+200円)	
	夜間	1,600円	1,800円	(+200円)	
	1日	4,200円	4,700円	(+500円)	
和室1・和室2・和室3・研修室・工芸室	午前	700円	800円	(+100円)	
	午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
	夜間	1,100円	1,300円	(+200円)	
	1日	2,600円	2,900円	(+300円)	
料理室	午前	400円	500円	(+100円)	
	午後	500円	600円	(+100円)	
	夜間	600円	700円	(+100円)	
	1日	1,300円	1,500円	(+200円)	
幼児室	1月	12,500円	13,800円	(+1,300円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

④植苗ファミリーセンター（つづき）

			現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
暖房使用料	集会室	午前	700円	800円	(+100円)	
		午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
		夜間	700円	800円	(+100円)	
		1日	3,000円	3,300円	(+300円)	
	その他の各室	午前	400円	500円	(+100円)	
		午後	500円	600円	(+100円)	
		夜間	400円	500円	(+100円)	
		1日	1,500円	1,700円	(+200円)	
集会室・和室1・和室2・和室3・料理室	葬儀で使用する場合	1回につき		45,000円	49,500円	(+4,500円)
		暖房使用料（1日つき）		2,500円	2,800円	(+300円)

⑤生活館

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
6,584千円	7,288千円	+10.7%

		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
ホール	午前	2,400円	2,700円	(+300円)	
	午後	3,200円	3,600円	(+400円)	
	夜間	3,600円	4,000円	(+400円)	
	1日	8,000円	8,800円	(+800円)	
和室1	午前	1,500円	1,700円	(+200円)	
	午後	2,000円	2,200円	(+200円)	
	夜間	2,100円	2,400円	(+300円)	
	1日	5,000円	5,500円	(+500円)	
和室2	午前	1,500円	1,700円	(+200円)	
	午後	2,000円	2,200円	(+200円)	
	夜間	2,100円	2,400円	(+300円)	
	1日	5,000円	5,500円	(+500円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑤生活館（つづき）

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定	
会議室		午前	1,500円	1,700円	(+200円)		
		午後	2,000円	2,200円	(+200円)		
		夜間	2,100円	2,400円	(+300円)		
		1日	5,000円	5,500円	(+500円)		
調理室		午前	3,000円	3,300円	(+300円)		
		午後	4,000円	4,400円	(+400円)		
		夜間	4,500円	5,000円	(+500円)		
		1日	10,000円	11,000円	(+1,000円)		
葬儀に使用する場合		全室	1日につき	30,000円	33,000円	(+3,000円)	
暖房料	ホール	午前	750円	900円	(+150円)		
		午後	1,000円	1,100円	(+100円)		
		夜間	750円	900円	(+150円)		
		1日	2,500円	2,800円	(+300円)		
	和室1 和室2 会議室 調理室	午前	300円	400円	(+100円)		
		午後	400円	500円	(+100円)		
		夜間	300円	400円	(+100円)		
		1日	1,000円	1,100円	(+100円)		
	全室 (葬儀)	1日につき	3,000円	3,300円	(+300円)		

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥勇払公民館

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
14,749千円	28,282千円	+91.8%

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
講堂	午前	1,200円	1,400円	(+200円)	
	午後	1,300円	1,500円	(+200円)	
	夜間	1,400円	1,600円	(+200円)	
	1日	3,500円	3,900円	(+400円)	
和室1号	午前	250円	300円	(+50円)	
	午後	400円	500円	(+100円)	
	夜間	550円	700円	(+150円)	
	1日	1,050円	1,200円	(+150円)	
和室2号	午前	250円	300円	(+50円)	
	午後	400円	500円	(+100円)	
	夜間	550円	700円	(+150円)	
	1日	1,050円	1,200円	(+150円)	
第1研修室	午前	400円	500円	(+100円)	
	午後	500円	600円	(+100円)	
	夜間	600円	700円	(+100円)	
	1日	1,300円	1,500円	(+200円)	
第2研修室	午前	600円	700円	(+100円)	
	午後	700円	800円	(+100円)	
	夜間	800円	900円	(+100円)	
	1日	1,950円	2,200円	(+250円)	
料理実習室	午前	400円	500円	(+100円)	
	午後	500円	600円	(+100円)	
	夜間	600円	700円	(+100円)	
	1日	1,300円	1,500円	(+200円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥勇払公民館（つづき）

		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
美術工芸室	午前	400円	500円	(+100円)	
	午後	500円	600円	(+100円)	
	夜間	600円	700円	(+100円)	
	1 日	1,300円	1,500円	(+200円)	
ミーティングルーム	午前	250円	300円	(+50円)	
	午後	400円	500円	(+100円)	
	夜間	550円	700円	(+150円)	
	1 日	1,050円	1,200円	(+150円)	
拡声設備	午前	650円	800円	(+150円)	
	午後	650円	800円	(+150円)	
	夜間	650円	800円	(+150円)	
	1 日	1,950円	2,200円	(+250円)	
調理器具	午前	1,300円	1,500円	(+200円)	
	午後	1,300円	1,500円	(+200円)	
	夜間	1,300円	1,500円	(+200円)	
	1 日	3,900円	4,300円	(+400円)	
七宝焼窯	午前	650円	800円	(+150円)	
	午後	650円	800円	(+150円)	
	夜間	650円	800円	(+150円)	
	1 日	1,950円	2,200円	(+250円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

資料 2 使用料改定一覧 / 2 社会教育施設

①文化交流センター	P16
②美術博物館	P19
③勇武津資料館	P20

2 社会教育施設

①文化交流センター

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
66,092千円	87,846千円	+32.9%

多目的ホールを使用する場合			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
入場料を徴収しない場合又は入場料が1,000円以下の場合	可動席を使用しない場合	午前	3,900円	4,300円	(+400円)	
		午後	5,200円	5,800円	(+600円)	
		夜間	6,500円	7,200円	(+700円)	
		1日	13,000円	14,300円	(+1,300円)	
	可動席を使用する場合	午前	5,200円	5,800円	(+600円)	
		午後	7,800円	8,600円	(+800円)	
		夜間	10,400円	11,500円	(+1,100円)	
		1日	20,800円	22,900円	(+2,100円)	
入場料が1,000円を超え2,000円以下の場合	可動席を使用しない場合	午前	5,200	5,800	(+600円)	
		午後	6,500	7,200	(+700円)	
		夜間	7,800	8,600	(+800円)	
		1日	15,600	17,200	(+1,600円)	
	可動席を使用する場合	午前	7,800	8,600	(+800円)	
		午後	10,400	11,500	(+1,100円)	
		夜間	13,000	14,300	(+1,300円)	
		1日	26,000	28,600	(+2,600円)	
入場料が2,000円を超える場合	可動席を使用しない場合	午前	6,500	7,200	(+700円)	
		午後	7,800	8,600	(+800円)	
		夜間	9,100	10,100	(+1,000円)	
		1日	18,200	20,100	(+1,900円)	
	可動席を使用する場合	午前	10,400	11,500	(+1,100円)	
		午後	13,000	14,300	(+1,300円)	
		夜間	15,600	17,200	(+1,600円)	
		1日	31,200	34,400	(+3,200円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

①文化交流センター（つづき）

多目的ホール以外の施設を使用する場合		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
ギャラリー	1 日	4,600円	5,100円	(+500円)	
楽屋	午前	500円	600円	(+100円)	
	午後	700円	800円	(+100円)	
	夜間	800円	900円	(+100円)	
	1 日	1,600円	1,800円	(+200円)	
講習室	午前	2,500円	2,800円	(+300円)	
	午後	2,700円	3,000円	(+300円)	
	夜間	3,000円	3,300円	(+300円)	
	1 日	6,000円	6,600円	(+600円)	
学習室1号 学習室3号 学習室4号	午前	1,200円	1,400円	(+200円)	
	午後	1,300円	1,500円	(+200円)	
	夜間	1,400円	1,600円	(+200円)	
	1 日	2,900円	3,200円	(+300円)	
学習室2号	午前	500円	600円	(+100円)	
	午後	700円	800円	(+100円)	
	夜間	800円	900円	(+100円)	
	1 日	1,600円	1,800円	(+200円)	
音楽練習室	午前	2,100円	2,400円	(+300円)	
	午後	2,300円	2,600円	(+300円)	
	夜間	2,600円	2,900円	(+300円)	
	1 日	5,200円	5,800円	(+600円)	
練習室	午前	1,700円	1,900円	(+200円)	
	午後	2,000円	2,200円	(+200円)	
	夜間	2,200円	2,500円	(+300円)	
	1 日	4,400円	4,900円	(+500円)	
美術室	午前	1,700円	1,900円	(+200円)	
	午後	2,000円	2,200円	(+200円)	
	夜間	2,200円	2,500円	(+300円)	
	1 日	4,400円	4,900円	(+500円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

①文化交流センター（つづき）

多目的ホール以外の施設を使用する場合		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
工芸室	午前	1,000円	1,100円	(+100円)	
	午後	1,200円	1,400円	(+200円)	
	夜間	1,300円	1,500円	(+200円)	
	1日	2,600円	2,900円	(+300円)	
視聴覚室	午前	900円	1,000円	(+100円)	
	午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
	夜間	1,200円	1,400円	(+200円)	
	1日	2,300円	2,600円	(+300円)	
和室	午前	800円	900円	(+100円)	
	午後	900円	1,000円	(+100円)	
	夜間	1,000円	1,100円	(+100円)	
	1日	2,100円	2,400円	(+300円)	

設備、備品等を使用する場合		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
照明設備(多目的ホール舞台用)	1式	10,000円	11,000円	(+1,000円)	
音響設備(多目的ホール舞台用)	1式	5,000円	5,500円	(+500円)	
音響設備(音楽練習室・練習室用)	1式	500円	600円	(+100円)	
可動式音響調整卓(多目的ホール用)	1式	500円	600円	(+100円)	
可動式音響反射板	1式	1,000円	1,100円	(+100円)	
金びょう風	半双	1,000円	1,100円	(+100円)	
ピアノ(多目的ホール用)	1台	3,000円	3,300円	(+300円)	
ピアノ(多目的ホール用以外)	1台	500円	600円	(+100円)	
視聴覚機器操作卓	1式	1,000円	1,100円	(+100円)	
オーバーヘッドプロジェクター	1台	500円	600円	(+100円)	
16ミリ映写機	1台	500円	600円	(+100円)	
スライド映写機	1台	500円	600円	(+100円)	
カラオケ装置	1式	500円	600円	(+100円)	
暗室備付機器・物品	1式	500円	600円	(+100円)	
七宝窯(電気式)	1台	500円	600円	(+100円)	
陶芸窯(電気式)	1時間につき 1台	400円	500円	(+100円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

②美術博物館

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
23,971千円	47,852千円	+99.6%

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
常設展示	大学生・高校生	個人	200円	300円	(+100円)	
		団体(1人につき)	140円	200円	(+60円)	
		年間観覧券	600円	900円	(+300円)	●
	一般	個人	300円	400円	(+100円)	
		団体(1人につき)	240円	300円	(+60円)	
		年間観覧券	900円	1,200円	(+300円)	●

展示室を使用する場合		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
第1展示室	入場料を徴収しない場合又は入場料が1,000円未満の場合(1日につき)	4,600円	5,100円	(+500円)	
	入場料が1,000円以上の場合(1日につき)	5,500円	6,100円	(+600円)	
第2展示室	入場料を徴収しない場合又は入場料が1,000円未満の場合(1日につき)	5,400円	6,000円	(+600円)	
	入場料が1,000円以上の場合(1日につき)	6,500円	7,200円	(+700円)	
第3展示室	入場料を徴収しない場合又は入場料が1,000円未満の場合(1日につき)	2,500円	2,800円	(+300円)	
	入場料が1,000円以上の場合(1日につき)	3,000円	3,300円	(+300円)	

空調設備を使用する場合(1日につき)		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
第1展示室		1,700円	1,900円	(+200円)	
第2展示室		1,900円	2,100円	(+200円)	
第3展示室		900円	1,000円	(+100円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

③勇武津資料館

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和 8 年度基準管理費	増加率
8,866千円	11,020千円	+24.3%

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
研修室	午前	1,000円	1,100円	(+100円)	
	午後	2,000円	2,200円	(+200円)	
	1 日	3,000円	3,300円	(+300円)	
暖房料	午前	200円	300円	(+100円)	
	午後	400円	500円	(+100円)	
	1 日	600円	700円	(+100円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

資料2 使用料改定一覧 / 3 スポーツ施設

①体育館	P22	④テニスコート	P31
▶総合体育館	P22	▶緑ヶ丘庭球場	P31
▶日吉体育館	P25	⑤サッカー・ラグビー場	P32
▶川沿公園体育館	P26	▶緑ヶ丘サッカー場	P32
②スケート場	P28	(T O M A S E I フットボールフィールド)	P32
▶ハイランドスポーツセンター	P28	⑥陸上競技場	P33
▶沼ノ端スケートセンター	P28	▶緑ヶ丘陸上競技場	P33
(ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ)		(ヤクルト緑ヶ丘陸上競技場)	
▶新ときわスケートセンター	P28	⑦プール	P34
(ナラサキスタックスアイスアリーナ)		▶日新温水プール	P34
▶白鳥アリーナ	P29	(アブロス日新温水プール)	
(nepiaアイスアリーナ)		▶沼ノ端スポーツセンター	P34
③野球場	P31	(アブロス沼ノ端スポーツセンター)	
▶緑ヶ丘野球場	P31	⑧その他	P36
(とましんスタジアム)		▶矢代スポーツセンター	P36
▶清水野球場	P31	(アブロス矢代スポーツセンター)	

() 書き内は、ネーミングライツによる名称

3 スポーツ施設

①体育館（総合体育館・日吉体育館・川沿公園体育館）

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
127,257千円	169,276千円	+33.0%

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
普通使用料	大学生・一般	100円	200円	(+100円)	
	高校生・高等専門学校学生	50円	100円	(+50円)	
回数使用料（11回分）	大学生・一般	1,000円	2,000円	(+1,000円)	●
	高校生・高等専門学校学生	500円	1,000円	(+500円)	●

総合体育館使用料						現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面	幼児・小学生・中学生・高校生・高等専門学校学生	早朝	1,350円	1,500円	(+150円)	
					午前	1,350円	1,500円	(+150円)	
					午後	1,900円	2,100円	(+200円)	
					夜間	3,900円	4,300円	(+400円)	
				大学生一般	1日	23,600円	26,000円	(+2,400円)	
					早朝	2,650円	3,000円	(+350円)	
					午前	2,650円	3,000円	(+350円)	
					午後	2,950円	3,300円	(+350円)	
					夜間	4,950円	5,500円	(+550円)	
					1日	35,500円	39,100円	(+3,600円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

①体育館（総合体育館・日吉体育館・川沿公園体育館）（つづき）

総合体育館使用料						現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
競技場	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を 徴収しな い場合	一面	幼児・小学 生・中学生 ・高校生・ 高等専門学 校学生	早朝	450円	500円	(+50円)	
					午前	450円	500円	(+50円)	
					午後	800円	900円	(+100円)	
					夜間	1,350円	1,500円	(+150円)	
					1日	8,700円	9,600円	(+900円)	
				大学生 一般	早朝	900円	1,000円	(+100円)	
					午前	900円	1,000円	(+100円)	
					午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
					夜間	1,650円	1,900円	(+250円)	
					1日	12,800円	14,100円	(+1,300円)	
		入場料を 徴収する 場合	幼児 小学生 中学生 高校生 高等専門学校学生	早朝	2,650円	3,000円	(+350円)		
				午前	2,650円	3,000円	(+350円)		
				午後	3,900円	4,300円	(+400円)		
				夜間	7,850円	8,700円	(+850円)		
				1日	47,200円	52,000円	(+4,800円)		
			大学生 一般	早朝	5,250円	5,800円	(+550円)		
				午前	5,250円	5,800円	(+550円)		
				午後	6,150円	6,800円	(+650円)		
				夜間	10,550円	11,700円	(+1,150円)		
				1日	73,700円	81,100円	(+7,400円)		
	その他の催し物に使用する 場合	入場料を 徴収しな い場合	営利を目的としない場合	早朝	13,100円	14,500円	(+1,400円)		
				午前	13,100円	14,500円	(+1,400円)		
				午後	18,350円	20,200円	(+1,850円)		
				夜間	23,600円	26,000円	(+2,400円)		
				1日	184,300円	202,800円	(+18,500円)		
			営利を目的とする場合	早朝	26,300円	29,000円	(+2,700円)		
				午前	26,300円	29,000円	(+2,700円)		
				午後	39,400円	43,400円	(+4,000円)		
				夜間	71,000円	78,100円	(+7,100円)		
				1日	461,500円	507,700円	(+46,200円)		

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

①体育館（総合体育館・日吉体育館・川沿公園体育館）（つづき）

総合体育館使用料					現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
競技場	その他の催し物に使用する 場合	入場料を 徴収する 場合	営利を目的としない場合	早朝	21,050円	23,200円	(+2,150円)	
				午前	21,050円	23,200円	(+2,150円)	
				午後	26,300円	29,000円	(+2,700円)	
				夜間	36,850円	40,600円	(+3,750円)	
				1日	289,500円	318,500円	(+29,000円)	
			営利を目的とする場合	早朝	52,650円	58,000円	(+5,350円)	
				午前	52,650円	58,000円	(+5,350円)	
				午後	59,600円	65,600円	(+6,000円)	
				夜間	105,300円	115,900円	(+10,600円)	
				1日	724,800円	797,300円	(+72,500円)	
第1・2・3各練習室			アマチュアスポーツに使用する場合	早朝	350円	400円	(+50円)	
				午前	350円	400円	(+50円)	
				午後	650円	800円	(+150円)	
				夜間	1,000円	1,100円	(+100円)	
				1日	7,000円	7,700円	(+700円)	
弓道場・アーチェリー場			その他の催し物に使用する場合	早朝	1,900円	2,100円	(+200円)	
				午前	1,900円	2,100円	(+200円)	
				午後	3,100円	3,500円	(+400円)	
				夜間	5,250円	5,800円	(+550円)	
				1日	35,100円	38,700円	(+3,600円)	
トレーニング室				早朝	350円	400円	(+50円)	
				午前	350円	400円	(+50円)	
				午後	350円	400円	(+50円)	
				夜間	450円	500円	(+50円)	
				1日	5,200円	5,800円	(+600円)	
暖房料	競技場全面		1時間につき	900円	1,000円	(+100円)		
	競技場一面							
	第1・2・3各練習室			300円	400円	(+100円)		
	トレーニング室							
	固定観覧席							

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

①体育館（総合体育館・日吉体育館・川沿公園体育館）（つづき）

日吉体育館使用料				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	幼児	早朝	450円	500円	(+50円)	
			午前	450円	500円	(+50円)	
		小学生	午後	800円	900円	(+100円)	
			夜間	1,350円	1,500円	(+150円)	
		中学生	1日	8,700円	9,600円	(+900円)	
			早朝	900円	1,000円	(+100円)	
		高校生	午前	900円	1,000円	(+100円)	
			午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
		高等専門学校学生	夜間	1,650円	1,900円	(+250円)	
			1日	12,800円	14,100円	(+1,300円)	
	入場料を徴収する場合	幼児	早朝	1,000円	1,100円	(+100円)	
			午前	1,000円	1,100円	(+100円)	
		小学生	午後	1,400円	1,600円	(+200円)	
			夜間	2,900円	3,200円	(+300円)	
		中学生	1日	17,500円	19,300円	(+1,800円)	
			早朝	1,950円	2,200円	(+250円)	
		高校生	午前	1,950円	2,200円	(+250円)	
			午後	2,200円	2,500円	(+300円)	
		高等専門学校学生	夜間	3,900円	4,300円	(+400円)	
			1日	26,300円	29,000円	(+2,700円)	
その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	早朝	4,300円	4,800円	(+500円)	
			午前	4,300円	4,800円	(+500円)	
			午後	6,000円	6,600円	(+600円)	
			夜間	7,800円	8,600円	(+800円)	
			1日	61,400円	67,600円	(+6,200円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

①体育館（総合体育館・日吉体育館・川沿公園体育館）（つづき）

日吉体育館使用料				現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	早朝	8,700円	9,600円	(+900円)	
			午前	8,700円	9,600円	(+900円)	
			午後	13,100円	14,500円	(+1,400円)	
			夜間	23,600円	26,000円	(+2,400円)	
			1日	153,800円	169,200円	(+15,400円)	
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	早朝	7,000円	7,700円	(+700円)	
			午前	7,000円	7,700円	(+700円)	
			午後	8,700円	9,600円	(+900円)	
			夜間	12,200円	13,500円	(+1,300円)	
			1日	96,500円	106,200円	(+9,700円)	
その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合	早朝	17,500円	19,300円	(+1,800円)	
			午前	17,500円	19,300円	(+1,800円)	
			午後	19,800円	21,800円	(+2,000円)	
			夜間	35,100円	38,700円	(+3,600円)	
			1日	241,600円	265,800円	(+24,200円)	
暖房料		1 時間につき	300円	400円	(+100円)		

川沿公園体育館使用料					現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面	幼児・小学生・中学生・高校生・高等専門学校学生	早朝	900円	1,000円	(+100円)	
				午前	900円	1,000円	(+100円)	
				午後	1,300円	1,500円	(+200円)	
				夜間	2,600円	2,900円	(+300円)	
				1日	15,700円	17,300円	(+1,600円)	
			大学生一般	早朝	1,700円	1,900円	(+200円)	
				午前	1,700円	1,900円	(+200円)	
				午後	2,000円	2,200円	(+200円)	
				夜間	3,300円	3,700円	(+400円)	
				1日	23,600円	26,000円	(+2,400円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

①体育館（総合体育館・日吉体育館・川沿公園体育館）（つづき）

川沿公園体育館使用料					現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	一面	幼児・小学生・高校生・高等専門学校学生	早朝	450円	500円	(+50円)	
				午前	450円	500円	(+50円)	
				午後	800円	900円	(+100円)	
				夜間	1,350円	1,500円	(+150円)	
				1日	8,700円	9,600円	(+900円)	
			大学生一般	早朝	900円	1,000円	(+100円)	
				午前	900円	1,000円	(+100円)	
				午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
				夜間	1,650円	1,900円	(+250円)	
				1日	12,800円	14,100円	(+1,300円)	
	入場料を徴収する場合	幼児 小学生 中学生 高校生 高等専門学校学生 大学生 一般	早朝	1,700円	1,900円	(+200円)		
			午前	1,700円	1,900円	(+200円)		
			午後	2,600円	2,900円	(+300円)		
			夜間	5,200円	5,800円	(+600円)		
			1日	31,500円	34,700円	(+3,200円)		
			早朝	3,500円	3,900円	(+400円)		
			午前	3,500円	3,900円	(+400円)		
			午後	4,100円	4,600円	(+500円)		
			夜間	7,000円	7,700円	(+700円)		
			1日	53,800円	59,200円	(+5,400円)		
その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	早朝	8,700円	9,600円	(+900円)		
			午前	8,700円	9,600円	(+900円)		
			午後	12,200円	13,500円	(+1,300円)		
			夜間	15,700円	17,300円	(+1,600円)		
			1日	122,800円	135,100円	(+12,300円)		
		営利を目的とする場合	早朝	17,500円	19,300円	(+1,800円)		
			午前	17,500円	19,300円	(+1,800円)		
			午後	26,200円	28,900円	(+2,700円)		
			夜間	47,300円	52,100円	(+4,800円)		
			1日	307,600円	338,400円	(+30,800円)		

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

①体育館（総合体育館・日吉体育館・川沿公園体育館）（つづき）

川沿公園体育館使用料				現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	早朝	14,000円	15,400円	(+1,400円)	
			午前	14,000円	15,400円	(+1,400円)	
			午後	17,500円	19,300円	(+1,800円)	
			夜間	24,500円	27,000円	(+2,500円)	
			1日	193,000円	212,300円	(+19,300円)	
		営利を目的とする場合	早朝	35,100円	38,700円	(+3,600円)	
			午前	35,100円	38,700円	(+3,600円)	
			午後	39,700円	43,700円	(+4,000円)	
			夜間	70,200円	77,300円	(+7,100円)	
			1日	483,200円	531,600円	(+48,400円)	
暖房料	競技場全面		1時間につき	600円	700円	(+100円)	
	競技場一面			300円	400円	(+100円)	

②スケート場（ハイランドスポーツセンター・沼ノ端スケートセンター・新ときわスケートセンター・白鳥アリーナ）

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
231,640千円	351,198千円	+51.6%

※ハイランドスポーツセンター除く施設の合計額

ハイランドスポーツセンター・沼ノ端スケートセンター・新ときわスケートセンター				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
滑走料	普通滑走料		大人	400円	500円	(+100円)	
			高校生	250円	300円	(+50円)	
			中学生（市外）	200円	300円	(+100円)	
			小学生以下（市外）	150円	200円	(+50円)	
	シーズン滑走料	アイススケート用	大人	6,000円	7,500円	(+1,500円)	●
			高校生	3,750円	4,500円	(+750円)	●
			中学生（市外）	3,000円	4,500円	(+1,500円)	●
			小学生以下（市外）	2,250円	3,000円	(+750円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

②スケート場（ハイランドスポーツセンター・沼ノ端スケートセンター・新ときわスケートセンター・白鳥アリーナ）（つづき）

ハイランドスポーツセンター・沼ノ端スケートセンター・新ときわスケートセンター					現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
滑走料	シーズン滑走料	ローラースケート用	大人		4,000円	5,000円	(+1,000円)	●
			高校生		2,500円	3,000円	(+500円)	●
			中学生（市外）		2,000円	3,000円	(+1,000円)	●
			小学生以下（市外）		1,500円	2,000円	(+500円)	●
(ハイランドスポーツセンター)	スピードスケート場	普通貸切		1 時間につき	13,000円	14,100円	(+1,100円)	
屋外スケート場	ローラースケート場	普通貸切			3,000円	3,300円	(+300円)	
屋内スケート場		普通貸切	大人		15,600円	17,200円	(+1,600円)	
			大学生		14,300円	15,800円	(+1,500円)	
			高校生		13,000円	14,300円	(+1,300円)	
			中学生以下		13,000円	14,300円	(+1,300円)	
		特別貸切	大人		13,000円	14,300円	(+1,300円)	
			大学生		11,700円	12,900円	(+1,200円)	
			高校生		5,200円	5,800円	(+600円)	
			中学生以下		3,200円	3,600円	(+400円)	
屋内スケート場電光掲示板					500円	600円	(+100円)	

白鳥アリーナ					現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
アリーナの一部を専用する場合以外の場合	滑走場	普通滑走	1回	大人・大学生	400円	500円	(+100円)	
				高校生	250円	300円	(+50円)	
				中学生（市外）	200円	300円	(+100円)	
				小学生以下（市外）	150円	200円	(+50円)	
		シーズン滑走	1シーズン	大人・大学生	6,000円	7,500円	(+1,500円)	●
				高校生	3,750円	4,500円	(+750円)	●
				中学生（市外）	3,000円	4,500円	(+1,500円)	●
				小学生以下（市外）	2,250円	3,000円	(+750円)	●
		滑走以外	1回	大人・大学生	100円	200円	(+100円)	
				高校生	50円	100円	(+50円)	
				中学生（市外）	50円	100円	(+50円)	
				小学生以下（市外）	50円	100円	(+50円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

②スケート場（ハイランドスポーツセンター・沼ノ端スケートセンター・新とさわスケートセンター・白鳥アリーナ）（つづき）

白鳥アリーナ						現行料金	新料金	(改定額)	別途設定	
アリーナの一部を専用する場合		トレーニング室	個人	1回	大人・大学生	100円	200円	(+100円)		
					高校生	50円	100円	(+50円)		
			個人(回数券)	11回	大人・大学生	1,000円	2,000円	(+1,000円)	●	
					高校生	500円	1,000円	(+500円)	●	
アリーナの一部を専用する場合	滑走場	アマチュアスポーツに使用する場合	シーズン中	午前10時から午後6時まで	大人	1時間	18,600円	20,500円	(+1,900円)	
					大学生		16,300円	18,000円	(+1,700円)	
					高校生		15,000円	16,500円	(+1,500円)	
					中学生以下		13,000円	14,300円	(+1,300円)	
				午前10時まで及び午後6時から	大人		16,000円	17,600円	(+1,600円)	
					大学生		12,700円	14,000円	(+1,300円)	
					高校生		6,200円	6,900円	(+700円)	
					中学生以下		3,200円	3,600円	(+400円)	
			シーズン外		6,500円		7,200円	(+700円)		
			その他の目的に使用する場合	シーズン中	65,000円		71,500円	(+6,500円)		
				シーズン外	45,000円		49,500円	(+4,500円)		
			会議室						500円	600円
ロビー（滑走場と併せて使用する場合を除く。）			5月16日～10月14日	2,000円	2,200円	(+200円)				
			10月15日～翌年5月15日	3,000円	3,300円	(+300円)				
アリーナの設備等を使用する場合	放送設備				1時間	500円	600円	(+100円)		
	電光掲示板				1時間	1,000円	1,100円	(+100円)		
	持込器具電源コンセント				1日1箇所	200円	300円	(+100円)		

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

③野球場（緑ヶ丘野球場・清水野球場）

【基準管理費の年度比較】

※野球場・庭球場・サッカー場・陸上競技場・ハイランドスポーツセンターの合計額

基準年度基準管理費	令和 8 年度基準管理費	増加率
166,258千円	180,035千円	+8.3%

緑ヶ丘野球場・清水野球場			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
大人	入場料を徴収しない場合の使用料	1日	9,400円	10,200円	(+800円)	
		半日	4,700円	5,100円	(+400円)	
		1時間	1,600円	1,800円	(+200円)	
高校生以下	入場料を徴収しない場合の使用料	1日	4,700円	5,100円	(+400円)	
		半日	2,350円	2,600円	(+250円)	
		1時間	800円	900円	(+100円)	
スコアボード(電光により表示するものに限る。)		1日	3,000円	3,300円	(+300円)	
		半日	1,500円	1,700円	(+200円)	
		1時間	500円	600円	(+100円)	
夜間照明		1時間	1,500円	1,700円	(+200円)	

④テニスコート（緑ヶ丘庭球場）

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
専用使用(入場料を徴収しない場合)	大人	1面1時間	500円	600円	(+100円)	
	高校生以下	につき	250円	300円	(+50円)	

備考 この表の適用は、1面について15人以上で使用する場合 → この表の適用は、1面について8人以上で使用する場合

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
専用使用(入場料を徴収する場合)	入場料総額の1割に相当する額、その額が右記に満たない場合は右記		28,000円	30,400円	(+2,400円)	
専用使用以外の使用	大人	1人1回(3時間以内)につ	300円	400円	(+100円)	
	高校生以下	き	150円	200円	(+50円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

④テニスコート（緑ヶ丘庭球場）（つづき）

					現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
夜間照明使用料	専用使用(入場料を徴収しない場合)	大人	1面1時間につき		250円	300円	(+50円)	
		高校生以下			130円	200円	(+70円)	
	専用使用(入場料を徴収する場合)		6面ごと1時間につき		2,400円	2,600円	(+200円)	
	専用使用以外の使用	大人	1人1回につき		100円	200円	(+100円)	
		高校生以下			50円	100円	(+50円)	
その他の施設使用料	会議室		1日1回につき		1,000円	1,100円	(+100円)	
	ロッカー		1人1回につき		100円	200円	(+100円)	
	放送設備		1日1回につき		3,000円	3,300円	(+300円)	

⑤サッカー・ラグビー場（緑ヶ丘サッカー場）

					現行料金	新料金	(改定額)	別途設定	
サッカー場使用料	天然芝グラウンド	1面	大人	1日	6,400円	7,000円	(+600円)		
				半日	3,200円	3,500円	(+300円)		
				1時間	800円	900円	(+100円)		
			高校生以下	1日	3,200円	3,500円	(+300円)		
				半日	1,600円	1,800円	(+200円)		
				1時間	400円	500円	(+100円)		
	人工芝グラウンド	1面	大人	1日	9,600円	10,400円	(+800円)		
				半日	4,800円	5,200円	(+400円)		
				1時間	1,600円	1,800円	(+200円)		
		半面		1日	4,800円	5,200円	(+400円)		
				半日	2,400円	2,600円	(+200円)		
				1時間	800円	900円	(+100円)		
		1面	高校生以下	1日	4,800円	5,200円	(+400円)		
				半日	2,400円	2,600円	(+200円)		
				1時間	800円	900円	(+100円)		
				半面	1日	2,400円	2,600円	(+200円)	
					半日	1,200円	1,300円	(+100円)	
					1時間	400円	500円	(+100円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑤サッカー・ラグビー場（緑ヶ丘サッカー場）（つづき）

			現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
その他の施設使用料	放送設備	1日1回につき	3,000円	3,300円	(+300円)	
	会議室	1日1回につき	1,000円	1,100円	(+100円)	
	夜間照明(人工芝グラウンド用)	1面1時間につき	1,200円	1,300円	(+100円)	

⑥陸上競技場（緑ヶ丘陸上競技場）

					現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
一般使用料	普通使用料	大人		100円	200円	(+100円)		
		高校生		50円	100円	(+50円)		
	回数使用料（11回分）	大人		1,000円	2,000円	(+1,000円)	●	
		高校生		500円	1,000円	(+500円)	●	
専用使用料	入場料を徴収しない場合	大人・大学 生	1日	9,000円	9,800円	(+800円)		
			半日	4,500円	4,900円	(+400円)		
		高校生以下	1日	4,500円	4,900円	(+400円)		
			半日	2,250円	2,500円	(+250円)		
会議室		1回につき		1,000円	1,100円	(+100円)		
放送設備		1回につき		3,000円	3,300円	(+300円)		

⑦プール（日新温水プール・沼ノ端スポーツセンター）

【日新温水プール基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
82,498千円	101,684千円	+23.3%

日新温水プール				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
一般使用料(温水プールの全部又は一部を専用する場合以外の場合の使用料)	トレーニング室又はランニングデッキを使用する場合	普通使用料	大人	100円	200円	(+100円)	
			高校生	50円	100円	(+50円)	
			中学生（市外）				
			小学生以下（市外）				

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑦プール（日新温水プール・沼ノ端スポーツセンター）（つづき）

日新温水プール				現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
一般使用料(温水プールの全部又は一部を専用する場合以外の場合の使用料)	トレーニング室又はランニングデッキを使用する場合	回数使用料（11回分）	大人	1,000円	2,000円	(+1,000円)	●
			高校生	500円	1,000円	(＋500円)	●
			中学生（市外）				
			小学生以下（市外）				
専用使用料(プールの全部又は一部を専用する場合の使用料)	全面専用使用料(1時間につき)	大人・高校生	15,000円	16,500円	(+1,500円)		
		中学生・小学生	10,000円	11,000円	(+1,000円)		
		乳幼児	5,000円	5,500円	(+500円)		
	コース専用使用料(1コース1時間につき)		3,000円	3,300円	(+300円)		
	児童プール専用使用料(1時間につき)		3,000円	3,300円	(+300円)		

【沼ノ端スポーツセンター基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
98,024千円	106,025千円	+8.2%

沼ノ端スポーツセンター				現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
一般使用料(体育館又はトレーニング室の全部又は一部を使用する場合の使用料)	体育館又はトレーニング室を使用する場合	普通使用料	大人	100円	200円	(+100円)	
			高校生	50円	100円	(＋50円)	
			中学生（市外）				
			小学生以下（市外）				
		回数使用料（11回分）	大人	1,000円	2,000円	(+1,000円)	●
			高校生	500円	1,000円	(＋500円)	●
			中学生（市外）				
			小学生以下（市外）				
専用使用料(プールの全部又は一部を専用する場合の使用料)	全面専用使用料(1時間につき)	大人・高校生	15,000円	16,500円	(+1,500円)	●	
		中学生・小学生	10,000円	11,000円	(+1,000円)	●	
		乳幼児	5,000円	5,500円	(+500円)	●	
	コース専用使用料(1コース1時間につき)		3,000円	3,300円	(+300円)		
	児童プール専用使用料(1時間につき)		3,000円	3,300円	(+300円)		

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑦プール（日新温水プール・沼ノ端スポーツセンター）（つづき）

沼ノ端スポーツセンター						現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
専用使用料 (体育館又は 研修室の全 部又は一部 を専用する 場合の使用 料)	体育館	アマチュアスポーツに使用 する場合	幼児	早朝	1時間につ き	250円	300円	(+50円)	
			小学生	午前		250円	300円	(+50円)	
			中学生	午後		450円	500円	(+50円)	
			高校生	夜間		700円	800円	(+100円)	
			高等専門学校学生	1日		5,000円	5,500円	(+500円)	
			大学生 一般	早朝	1時間につ き	450円	500円	(+50円)	
				午前		450円	500円	(+50円)	
				午後		500円	600円	(+100円)	
				夜間		850円	1,000円	(+150円)	
			1日		6,400円	7,000円	(+600円)		
		その他の催し物に使用する場合	早朝	1時間につ き	6,550円	7,100円	(+550円)		
			午前		6,550円	7,100円	(+550円)		
			午後		9,000円	9,800円	(+800円)		
			夜間		11,800円	12,800円	(+1,000円)		
	1日		111,850円	121,100円	(+9,250円)				
	研修室	早朝	1時間につ き	100円	200円	(+100円)			
		午前		100円	200円	(+100円)			
		午後		100円	200円	(+100円)			
		夜間		150円	200円	(+50円)			
		1日		1,400円	1,600円	(+200円)			
	暖房料	体育館	1時間につき			300円	400円	(+100円)	
		研修室				100円	200円	(+100円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑧その他（矢代スポーツセンター）

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和 8 年度基準管理費	増加率
7,504千円	14,031千円	+87.0%

						現行料金	新料金	(改定額)	別途設定	
一般使用料(コートの全部又は一部を使用する場合の使用料)		幼児・小学生・中学生・高校生・高等専門学校学生				1時間	50円	100円	(+50円)	
		大学生・一般					100円	200円	(+100円)	
専用使用料 (コート又はミーティングルームの全部又は一部を専用する場合の使用料)	コート	アマチュアスポーツに使用する場合	全面	幼児・小学生・中学生・高校生・高等専門学校学生	午前	1時間	800円	900円	(+100円)	
					午後		1,200円	1,400円	(+200円)	
					夜間		1,600円	1,800円	(+200円)	
					1日		11,800円	13,000円	(+1,200円)	
				大学生・一般	午前	1時間	1,200円	1,400円	(+200円)	
					午後		1,600円	1,800円	(+200円)	
					夜間		2,000円	2,200円	(+200円)	
					1日		15,600円	17,200円	(+1,600円)	
			片面	幼児・小学生・中学生・高校生・高等専門学校学生	午前	1時間	400円	500円	(+100円)	
					午後		600円	700円	(+100円)	
					夜間		800円	900円	(+100円)	
					1日		5,900円	6,500円	(+600円)	
				大学生・一般	午前	1時間	600円	700円	(+100円)	
					午後		800円	900円	(+100円)	
					夜間		1,000円	1,100円	(+100円)	
					1日		7,800円	8,600円	(+800円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑧その他（矢代スポーツセンター）（つづき）

						現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
専用使用料 (コート又は ミーティン グルームの 全部又は一 部を専用す る場合の使 用料)	コート	その他の催し物に使用する 場合	営利を目的としない場合	午前	1時間	1,600円	1,800円	(+200円)	
				午後		2,000円	2,200円	(+200円)	
				夜間		2,600円	2,900円	(+300円)	
				1日		20,100円	22,200円	(+2,100円)	
			営利を目的とする場合	午前	1時間	3,200円	3,600円	(+400円)	
				午後		4,000円	4,400円	(+400円)	
				夜間		5,200円	5,800円	(+600円)	
				1日		40,200円	44,300円	(+4,100円)	
ミーティングルーム					1時間	500円	600円	(+100円)	
暖房料	コート		全面	1時間	300円	400円	(+100円)		
			半面		150円	200円	(+50円)		
	ミーティングルーム				100円	200円	(+100円)		

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

資料 2 使用料改定一覧 / 4 産業施設

①樽前交流センター	P39
②テクノセンター	P40
③ふるさと農園（沼ノ端農園・錦岡農園）	P40

4 産業施設

①樽前交流センター

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
2,140千円	3,002千円	+40.3%

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
多目的ホール、和室1、和室2		午前	700円	800円	(+100円)	
		午後	700円	800円	(+100円)	
		1日	1,400円	1,600円	(+200円)	
研修室、加工室		午前	350円	400円	(+50円)	
		午後	350円	400円	(+50円)	
		1日	700円	800円	(+100円)	
保育室		1月	4,100円	4,600円	(+500円)	
暖房料	10月15日～翌年5月15日	午前又は午後	350円	400円	(+50円)	
		1日	700円	800円	(+100円)	
	開始時刻前又は終了時刻後	多目的ホール、和室1、和室2	400円	500円	(+100円)	
		研修室、加工室	200円	300円	(+100円)	
	その他の場合	多目的ホール、和室1、和室2	200円	300円	(+100円)	
		研修室、加工室	100円	200円	(+100円)	
葬儀で使用する場合	多目的ホール、和室1、和室2、 研修室、加工室	1回につき	18,550円	20,500円	(+1,950円)	
		暖房器具を使用した場合1日につき	10,600円	11,700円	(+1,100円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

②テクノセンター

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
40,319千円	51,714千円	+28.3%

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
会議室1	午前		1,500円	1,700円	(+200円)	
	午後		2,000円	2,200円	(+200円)	
	夜間		2,500円	2,800円	(+300円)	
	1日		5,000円	5,500円	(+500円)	
会議室2	午前		2,000円	2,200円	(+200円)	
	午後		2,700円	3,000円	(+300円)	
	夜間		3,400円	3,800円	(+400円)	
	1日		6,800円	7,500円	(+700円)	
材料評価試験機器	万能試験機	1台 (1時間につき)	4,500円	4,800円	(+300円)	●
非破壊検査機器	超微細四次元X線CT解析装置	1式 (1時間につき)	3,100円	3,400円	(+300円)	●

③ふるさと農園（沼ノ端農園・錦岡農園）

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
2,068千円	3,754千円	+81.5%

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
分区園	1区画1利用期間につき	4,000円	4,400円	(+400円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

資料 2 使用料改定一覧 / 5 子育て支援施設

①各児童センター	P42
▶住吉児童センター	P42
▶日新児童センター	P42
▶沼ノ端児童センター	P42
▶あさひ児童センター	P42
▶錦岡児童センター	P42
▶大成児童センター	P42
▶北栄児童センター	P42
②沼ノ端交流センター	P42

5 子育て支援施設

各児童センター・沼ノ端交流センター

【児童センター基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
18,998千円	20,384千円	+7.3%

【沼ノ端交流センター基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
58,952千円	62,135千円	+5.4%

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定	
住吉児童センター、日新児童センター、沼ノ端児童センター、あさひ児童センター、錦岡児童センター、大成児童センター	遊戯室	午前	1,000円	1,100円	(+100円)		
		午後	1,300円	1,400円	(+100円)		
		夜間	1,500円	1,700円	(+200円)		
		1日	3,200円	3,500円	(+300円)		
	集会室	午前	500円	600円	(+100円)		
		午後	650円	700円	(+50円)		
		夜間	750円	900円	(+150円)		
		1日	1,600円	1,800円	(+200円)		
(沼ノ端交流センター) 北栄児童センター	遊戯室	午前	2,000円	2,200円	(+200円)		
		午後	2,600円	2,800円	(+200円)		
		夜間	3,000円	3,200円	(+200円)		
		1日	6,400円	6,800円	(+400円)		
	調理室・活動室・スタジオ	午前	500円	600円	(+100円)		
		午後	650円	700円	(+50円)		
		夜間	750円	800円	(+50円)		
		1日	1,600円	1,700円	(+100円)		
沼ノ端交流センター	ミーティングルーム1、ミーティングルーム2、 ミーティングルーム3、ミーティングルーム4		午前	700円	800円	(+100円)	
			午後	1,000円	1,100円	(+100円)	
			夜間	1,300円	1,400円	(+100円)	
			1日	2,600円	2,800円	(+200円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

資料 2 使用料一覧 / 6 公園施設

①緑ヶ丘公園	P44
②錦大沼公園	P44
▶オートキャンプ場・センターハウス研修室・温浴施設・温浴施設和室	P44
▶青少年キャンプ場	P44
③北光町未来の森公園	P44
④サンガーデン	P45

6 公園施設

①緑ヶ丘公園

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
27,775千円	47,994千円	+72.8%

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
ボート	1そう30分につき	200円	300円	(+100円)	

②錦大沼公園

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
161,000千円	221,363千円	+37.5%

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
オートキャンプ場	1区画又はテント1張1泊又は1日につき	9,000円	9,900円	(+900円)	
青少年キャンプ場	1人1泊又は1日につき	700円	800円	(+100円)	
センターハウス研修室	1室1時間につき	1,500円	1,700円	(+200円)	
温浴施設※	1人1回につき	600円	1,000円	(+400円)	●
温浴施設和室	1室1時間につき	2,000円	2,200円	(+200円)	

※上限として1,000円で設定するが、令和9年4月からは、大人750円、小学生400円、市内在住70歳以上550円とする。

③北光未来の森公園

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
6,425千円	8,585千円	+33.6%

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
分区園	1区画1利用期間につき	4,000円	4,400円	(+400円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

④サンガーデン

【基準管理費の年度比較】

基準年度基準管理費	令和8年度基準管理費	増加率
29,980千円	56,219千円	+87.5%

展示実習室			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
1号室	平日	午前	800円	900円	(+100円)	
		午後	1,300円	1,500円	(+200円)	
		夜間	600円	700円	(+100円)	
		1日	2,000円	2,200円	(+200円)	
	日曜日等	午前	800円	900円	(+100円)	
		午後	1,300円	1,500円	(+200円)	
		1日	1,600円	1,800円	(+200円)	
2号室	平日	午前	1,200円	1,400円	(+200円)	
		午後	1,900円	2,100円	(+200円)	
		夜間	1,000円	1,100円	(+100円)	
		1日	3,000円	3,300円	(+300円)	
	日曜日等	午前	1,200円	1,400円	(+200円)	
		午後	1,900円	2,100円	(+200円)	
		1日	2,400円	2,700円	(+300円)	
3号室	平日	午前	1,400円	1,600円	(+200円)	
		午後	2,200円	2,500円	(+300円)	
		夜間	1,100円	1,300円	(+200円)	
		1日	3,450円	3,800円	(+350円)	
	日曜日等	午前	1,400円	1,600円	(+200円)	
		午後	2,200円	2,500円	(+300円)	
		1日	2,750円	3,100円	(+350円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

④サンガーデン（つづき）

展示実習室			現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
全室	平日	午前	2,700円	3,000円	(+300円)	
		午後	4,300円	4,800円	(+500円)	
		夜間	2,200円	2,500円	(+300円)	
		1 日	6,700円	7,400円	(+700円)	
	日曜日等	午前	2,700円	3,000円	(+300円)	
		午後	4,300円	4,800円	(+500円)	
		1 日	5,300円	5,900円	(+600円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

資料 3 手数料改定一覧

①各種証明等手数料	P48
②動物関係手数料	P49
③長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	P50
④長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	P53
⑤低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	P55
⑥建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	P61
⑦農業委員会事務処理手数料	P70
⑧テクノセンター機器測定・試験等手数料	P71

① 各種証明等手数料

【費用の年度比較】

基準年度決算費用	令和7年度決算費用	増加率
127,739千円	196,136千円	+53.5%

				現行料金	新料金	(改定額)	別途設定	
営業に関する証明				1通	350円	400円	(+50円)	
課税証明	固定資産税及び都市計画税	土地	1年度1筆	300円	400円	(+100円)		
		家屋	1年度1棟	300円	400円	(+100円)		
		償却資産	1年度1納税義務者	300円	400円	(+100円)		
	その他の税	1年度1税目	窓口	300円	400円	(+100円)		
			多機能端末機	250円	200円	(-50円)	●	
納税証明				1年度1税目	300円	400円	(+100円)	
固定資産課税台帳登録事項に関する証明		土地	1年度1筆	300円	400円	(+100円)		
		家屋	1年度1棟	300円	400円	(+100円)		
		償却資産	1年度1納税義務者	300円	400円	(+100円)		
土地又は家屋の評価に関する証明		土地	1筆につき	1,500円	1,700円	(+200円)		
		家屋	1棟につき	2,000円	2,200円	(+200円)		
住民票の写し				窓口	300円	400円	(+100円)	
				多機能端末機	250円	200円	(-50円)	●
住民票又は戸籍の附票の記載事項の証明書の交付				窓口	300円	400円	(+100円)	
				多機能端末機	250円	200円	(-50円)	●
住民基本台帳又はその写しの閲覧				1世帯につき	300円	400円	(+100円)	
不在住の証明				1通	300円	400円	(+100円)	
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付				窓口	450円	450円	据置	-
				多機能端末機	450円	250円	(-200円)	●
不在籍に関する証明				1通	300円	400円	(+100円)	
印鑑登録証明書の交付				窓口	300円	400円	(+100円)	
				多機能端末機	250円	200円	(-50円)	●
印鑑登録証の交付又は再交付				1通	300円	400円	(+100円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

① 各種証明等手数料（つづき）

		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
身分証明	1通	300円	400円	(+100円)	
火葬又は埋葬の許可証の写し	1通	300円	400円	(+100円)	
海難又は積荷に関する証明	1通	300円	400円	(+100円)	
道路境界線に関する証明	土地1筆につき	300円	400円	(+100円)	
その他の証明	1通	300円	400円	(+100円)	
規則で定める公簿・書類・図面等の閲覧	1通	300円	400円	(+100円)	
地番図の写し	1枚	100円	200円	(+100円)	
	A列1番 1枚	1,000円	-	廃止	
路線価図の写し	1枚	100円	200円	(+100円)	
土地名寄帳又は家屋名寄帳の写し	1枚	100円	200円	(+100円)	
都市計画図の写し	1枚	1,500円	1,700円	(+200円)	

② 動物関係手数料

		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
犬の登録	1頭	3,000円	3,300円	(+300円)	
犬の鑑札の再交付	1件	1,600円	1,800円	(+200円)	
犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件	550円	700円	(+150円)	
犬の狂犬病予防注射票の再交付	1件	340円	400円	(+60円)	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

③ 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

				現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	新築の場合	住宅の戸数が1戸		54,000円	55,000円	(+1,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	16,000円	17,000円	(+1,000円)	●
		住宅の戸数が2戸以上5戸以下		122,000円	127,000円	(+5,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	28,000円	29,000円	(+1,000円)	●
		住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの		194,000円	202,000円	(+8,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	44,000円	46,000円	(+2,000円)	●
		住宅の戸数が11戸以上30戸以下のもの		382,000円	398,000円	(+16,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	73,000円	76,000円	(+3,000円)	●
		住宅の戸数が31戸以上50戸以下のもの		681,000円	712,000円	(+31,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	115,000円	120,000円	(+5,000円)	●
	増築又は改築の場合	住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの		1,170,000円	1,220,000円	(+50,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	175,000円	184,000円	(+9,000円)	●
		住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの		2,160,000円	2,260,000円	(+100,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	297,000円	313,000円	(+16,000円)	●
		住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの		3,090,000円	3,230,000円	(+140,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	377,000円	399,000円	(+22,000円)	●
		住宅の戸数が301戸以上のもの		3,780,000円	3,960,000円	(+180,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	431,000円	456,000円	(+25,000円)	●
		住宅の戸数が1戸		79,000円	82,000円	(+3,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	23,000円	24,000円	(+1,000円)	●
		住宅の戸数が2戸以上5戸以下		182,000円	190,000円	(+8,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	40,000円	41,000円	(+1,000円)	●
		住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの		290,000円	302,000円	(+12,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	65,000円	67,000円	(+2,000円)	●
		住宅の戸数が11戸以上30戸以下のもの		570,000円	595,000円	(+25,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	107,000円	111,000円	(+4,000円)	●
		住宅の戸数が31戸以上50戸以下のもの		1,019,000円	1,064,000円	(+45,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	170,000円	177,000円	(+7,000円)	●
		住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの		1,750,000円	1,830,000円	(+80,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	259,000円	271,000円	(+12,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

③ 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（つづき）

				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	増築又は改築の場合	住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの		3,240,000円	3,380,000円	(+140,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		439,000円	461,000円	(+22,000円)	●
		住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの		4,620,000円	4,830,000円	(+210,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		557,000円	587,000円	(+30,000円)	●
		住宅の戸数が301戸以上のもの		5,670,000円	5,920,000円	(+250,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		635,000円	670,000円	(+35,000円)	●
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	新築の場合	住宅の戸数が1戸		31,000円	32,000円	(+1,000円)	●
		住宅の戸数が2戸以上5戸以下		69,000円	72,000円	(+3,000円)	●
		住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの		111,000円	115,000円	(+4,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		36,000円	37,000円	(+1,000円)	●
		住宅の戸数が11戸以上30戸以下のもの		210,000円	219,000円	(+9,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		55,000円	58,000円	(+3,000円)	●
		住宅の戸数が31戸以上50戸以下のもの		375,000円	392,000円	(+17,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		92,000円	96,000円	(+4,000円)	●
		住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの		644,000円	673,000円	(+29,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		147,000円	154,000円	(+7,000円)	●
		住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの		1,180,000円	1,230,000円	(+50,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		246,000円	260,000円	(+14,000円)	●
		住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの		1,670,000円	1,740,000円	(+70,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		309,000円	328,000円	(+19,000円)	●
		住宅の戸数が301戸以上のもの		2,020,000円	2,120,000円	(+100,000円)	●
		長期使用構造等認定を受けた場合		346,000円	368,000円	(+22,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

③ 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（つづき）

				現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	増築又は改築に係るもの又はその他	住宅の戸数が1戸		46,000円	47,000円	(+1,000円)	●
		住宅の戸数が2戸以上5戸以下		102,000円	106,000円	(+4,000円)	●
		住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの		164,000円	171,000円	(+7,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	52,000円	54,000円	(+2,000円)	●
		住宅の戸数が11戸以上30戸以下のもの		313,000円	327,000円	(+14,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	81,000円	85,000円	(+4,000円)	●
		住宅の戸数が31戸以上50戸以下のもの		560,000円	585,000円	(+25,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	135,000円	142,000円	(+7,000円)	●
		住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの		962,000円	1,006,000円	(+44,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	216,000円	227,000円	(+11,000円)	●
		住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの		1,760,000円	1,840,000円	(+80,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	363,000円	382,000円	(+19,000円)	●
		住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの		2,490,000円	2,600,000円	(+110,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	456,000円	481,000円	(+25,000円)	●
		住宅の戸数が301戸以上のもの		3,020,000円	3,160,000円	(+140,000円)	●
			長期使用構造等認定を受けた場合	508,000円	537,000円	(+29,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

④ 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	住宅の戸数が1戸	79,000円	82,000円	(+3,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	23,000円	24,000円	(+1,000円)	●
	住宅の戸数が2戸以上5戸以下	182,000円	190,000円	(+8,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	40,000円	41,000円	(+1,000円)	●
	住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの	290,000円	302,000円	(+12,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	65,000円	67,000円	(+2,000円)	●
	住宅の戸数が11戸以上30戸以下のもの	570,000円	595,000円	(+25,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	107,000円	111,000円	(+4,000円)	●
	住宅の戸数が31戸以上50戸以下のもの	1,019,000円	1,064,000円	(+45,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	170,000円	177,000円	(+7,000円)	●
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの	1,750,000円	1,830,000円	(+80,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	259,000円	271,000円	(+12,000円)	●
	住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの	3,240,000円	3,380,000円	(+140,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	439,000円	461,000円	(+22,000円)	●
	住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの	4,620,000円	4,830,000円	(+210,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	557,000円	587,000円	(+30,000円)	●
	住宅の戸数が301戸以上のもの	5,670,000円	5,920,000円	(+250,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	635,000円	670,000円	(+35,000円)	●
	住宅の戸数が1戸	46,000円	47,000円	(+1,000円)	●
	住宅の戸数が2戸以上5戸以下	102,000円	106,000円	(+4,000円)	●
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの	164,000円	171,000円	(+7,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	52,000円	54,000円	(+2,000円)	●
	住宅の戸数が11戸以上30戸以下のもの	313,000円	327,000円	(+14,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	81,000円	85,000円	(+4,000円)	●
	住宅の戸数が31戸以上50戸以下のもの	560,000円	585,000円	(+25,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	135,000円	142,000円	(+7,000円)	●
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの	962,000円	1,006,000円	(+44,000円)	●
	長期使用構造等認定を受けた場合	216,000円	227,000円	(+11,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

④ 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（つづき）

		現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの				
		長期使用構造等認定を受けた場合			
	住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの				
		長期使用構造等認定を受けた場合			
	住宅の戸数が301戸以上のもの				
		長期使用構造等認定を受けた場合			

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑤ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

				現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
低炭素建築物新設等計画認定申請手数料	一戸建て住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	住宅の戸数が1戸		40,000円	44,000円	(+4,000円)	●
			誘導仕様基準	22,000円	24,000円	(+2,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	8,000円	9,000円	(+1,000円)	●
	共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの	79,000円	85,000円	(+6,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの	110,000円	118,000円	(+8,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	21,000円	23,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が11戸以上25戸以下のもの	153,000円	165,000円	(+12,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
			住宅の戸数が26戸以上50戸以下のもの	220,000円	235,000円	(+15,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	54,000円	58,000円	(+4,000円)	●
			住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの	315,000円	337,000円	(+22,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
			住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの	429,000円	459,000円	(+30,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●
			住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの	563,000円	602,000円	(+39,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	188,000円	201,000円	(+13,000円)	●
			住宅の戸数が301戸以上のもの	663,000円	708,000円	(+45,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	204,000円	218,000円	(+14,000円)	●
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	住戸以外の床面積の合計が300㎡以内	121,000円	129,000円	(+8,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	200,000円	213,000円	(+13,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	313,000円	334,000円	(+21,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が5,000㎡超	404,000円	432,000円	(+28,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑤ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（つづき）

				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
低炭素建築物新設等計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円	42,000円	(+3,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの	55,000円	60,000円	(+5,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	21,000円	23,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が11戸以上25戸以下のもの	79,000円	85,000円	(+6,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
			住宅の戸数が26戸以上50戸以下のもの	118,000円	127,000円	(+9,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	54,000円	58,000円	(+4,000円)	●
			住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの	178,000円	191,000円	(+13,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
			住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの	255,000円	273,000円	(+18,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●
			住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの	331,000円	353,000円	(+22,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	188,000円	201,000円	(+13,000円)	●
			住宅の戸数が301戸以上のもの	378,000円	404,000円	(+26,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	204,000円	218,000円	(+14,000円)	●
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	住戸以外の床面積の合計が300㎡以内	53,000円	57,000円	(+4,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	93,000円	100,000円	(+7,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	175,000円	187,000円	(+12,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が5,000㎡超	243,000円	260,000円	(+17,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑤ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（つづき）

			現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
低炭素建築物新設等計画認定申請手数料	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合	住戸以外の床面積の合計が300㎡以内	268,000円	287,000円	(+19,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	333,000円	356,000円	(+23,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	21,000円	23,000円	(+2,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	428,000円	457,000円	(+29,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	612,000円	654,000円	(+42,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	756,000円	808,000円	(+52,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	897,000円	958,000円	(+61,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	188,000円	201,000円	(+13,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が25,000㎡超	1,028,000円	1,098,000円	(+70,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	236,000円	252,000円	(+16,000円)	●
	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合	住戸以外の床面積の合計が300㎡以内	110,000円	118,000円	(+8,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	137,000円	147,000円	(+10,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	21,000円	23,000円	(+2,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	178,000円	191,000円	(+13,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	288,000円	308,000円	(+20,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	377,000円	404,000円	(+27,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	456,000円	487,000円	(+31,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	188,000円	201,000円	(+13,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が25,000㎡超	538,000円	574,000円	(+36,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	236,000円	252,000円	(+16,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑤ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（つづき）

				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
低炭素建築物新設等計画変更認定申請手数料	一戸建て住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	住宅の戸数が1戸		24,000円	26,000円	(+2,000円)	●
			誘導仕様基準	15,000円	17,000円	(+2,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	8,000円	9,000円	(+1,000円)	●
	共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの	46,000円	50,000円	(+4,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの	65,000円	70,000円	(+5,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	21,000円	23,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が11戸以上25戸以下のもの	93,000円	100,000円	(+7,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
			住宅の戸数が26戸以上50戸以下のもの	137,000円	147,000円	(+10,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	54,000円	58,000円	(+4,000円)	●
			住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの	205,000円	220,000円	(+15,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの	290,000円	310,000円	(+20,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●
			住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの	378,000円	404,000円	(+26,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	188,000円	201,000円	(+13,000円)	●
			住宅の戸数が301戸以上のもの	435,000円	465,000円	(+30,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	204,000円	218,000円	(+14,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が300㎡以内	66,000円	71,000円	(+5,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	116,000円	124,000円	(+8,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	203,000円	217,000円	(+14,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が5,000㎡超	277,000円	296,000円	(+19,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑤ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（つづき）

				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
低炭素建築物新設等計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの	26,000円	29,000円	(+3,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの	38,000円	41,000円	(+3,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	21,000円	23,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000円	60,000円	(+4,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
			住宅の戸数が26戸以上50戸以下のもの	86,000円	92,000円	(+6,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	54,000円	58,000円	(+4,000円)	●
			住宅の戸数が51戸以上100戸以下のもの	137,000円	146,000円	(+9,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
			住宅の戸数が101戸以上200戸以下のもの	203,000円	217,000円	(+14,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●
			住宅の戸数が201戸以上300戸以下のもの	261,000円	279,000円	(+18,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	188,000円	201,000円	(+13,000円)	●
			住宅の戸数が301戸以上のもの	293,000円	313,000円	(+20,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	204,000円	218,000円	(+14,000円)	●
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	住戸以外の床面積の合計が300㎡以内	33,000円	35,000円	(+2,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	62,000円	67,000円	(+5,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	134,000円	144,000円	(+10,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
			住戸以外の床面積の合計が5,000㎡超	196,000円	210,000円	(+14,000円)	●
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑤ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（つづき）

			現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
低炭素建築物新設等計画変更認定申請手数料	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合	住戸以外の床面積の合計が300㎡以内	141,000円	152,000円	(+11,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	178,000円	191,000円	(+13,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	21,000円	23,000円	(+2,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	232,000円	248,000円	(+16,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	356,000円	381,000円	(+25,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	459,000円	491,000円	(+32,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	551,000円	589,000円	(+38,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	188,000円	201,000円	(+13,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が25,000㎡超	643,000円	688,000円	(+45,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	236,000円	252,000円	(+16,000円)	●
	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合	住戸以外の床面積の合計が300㎡以内	63,000円	67,000円	(+4,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	13,000円	15,000円	(+2,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	80,000円	87,000円	(+7,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	21,000円	23,000円	(+2,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	106,000円	115,000円	(+9,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	33,000円	36,000円	(+3,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	194,000円	209,000円	(+15,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	95,000円	102,000円	(+7,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	269,000円	288,000円	(+19,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	149,000円	159,000円	(+10,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	331,000円	354,000円	(+23,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	188,000円	201,000円	(+13,000円)	●
		住戸以外の床面積の合計が25,000㎡超	398,000円	426,000円	(+28,000円)	●
		評価機関審査を受けた場合	236,000円	252,000円	(+16,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

				現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	41,000円	43,000円	(+2,000円)	●
			床面積が200㎡超	45,000円	47,000円	(+2,000円)	●
		共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	77,000円	84,000円	(+7,000円)	●
			床面積が300㎡超2,000㎡以内	127,000円	139,000円	(+12,000円)	●
			床面積が2,000㎡超5,000㎡以内	216,000円	236,000円	(+20,000円)	●
			床面積が5,000㎡超	313,000円	341,000円	(+28,000円)	●
	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	31,000円	33,000円	(+2,000円)	●
			床面積が200㎡超	34,000円	36,000円	(+2,000円)	●
		共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	58,000円	63,000円	(+5,000円)	●
			床面積が300㎡超2,000㎡以内	96,000円	104,000円	(+8,000円)	●
			床面積が2,000㎡超5,000㎡以内	167,000円	182,000円	(+15,000円)	●
			床面積が5,000㎡超	247,000円	267,000円	(+20,000円)	●
	1 建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受ける場合		床面積が300㎡以内	243,000円	269,000円	(+26,000円)	●
			床面積が300㎡超1,000㎡以内	303,000円	337,000円	(+34,000円)	●
			床面積が1,000㎡超2,000㎡以内	391,000円	434,000円	(+43,000円)	●
			床面積が2,000㎡超5,000㎡以内	557,000円	619,000円	(+62,000円)	●
			床面積が5,000㎡超10,000㎡以内	686,000円	763,000円	(+77,000円)	●
			床面積が10,000㎡超25,000㎡以内	817,000円	906,000円	(+89,000円)	●
			床面積が25,000㎡超	932,000円	1,033,000円	(+101,000円)	●
	2 建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受ける場合		床面積が300㎡以内	96,000円	105,000円	(+9,000円)	●
			床面積が300㎡超1,000㎡以内	121,000円	133,000円	(+12,000円)	●
			床面積が1,000㎡超2,000㎡以内	158,000円	174,000円	(+16,000円)	●
			床面積が2,000㎡超5,000㎡以内	254,000円	281,000円	(+27,000円)	●
			床面積が5,000㎡超10,000㎡以内	332,000円	367,000円	(+35,000円)	●
			床面積が10,000㎡超25,000㎡以内	404,000円	444,000円	(+40,000円)	●
			床面積が25,000㎡超	474,000円	521,000円	(+47,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（つづき）

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1及び2に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定を受ける場合		床面積が300㎡以内	11,000円	12,000円	(+1,000円)	●
			床面積が300㎡超1,000㎡以内	19,000円	20,000円	(+1,000円)	●
			床面積が1,000㎡超2,000㎡以内	30,000円	33,000円	(+3,000円)	●
			床面積が2,000㎡超5,000㎡以内	87,000円	96,000円	(+9,000円)	●
			床面積が5,000㎡超10,000㎡以内	139,000円	153,000円	(+14,000円)	●
			床面積が10,000㎡超25,000㎡以内	181,000円	196,000円	(+15,000円)	●
			床面積が25,000㎡超	225,000円	245,000円	(+20,000円)	●
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(変更)又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることを証する書面の交付手数料	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	25,000円	26,000円	(+1,000円)	●
			床面積が200㎡超	27,000円	28,000円	(+1,000円)	●
		共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	46,000円	49,000円	(+3,000円)	●
	床面積が300㎡超2,000㎡以内		78,000円	83,000円	(+5,000円)	●	
	床面積が2,000㎡超5,000㎡以内		137,000円	148,000円	(+11,000円)	●	
	床面積が5,000㎡超		208,000円	224,000円	(+16,000円)	●	
	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	37,000円	38,000円	(+1,000円)	●
			床面積が300㎡超2,000㎡以内	62,000円	66,000円	(+4,000円)	●
			床面積が2,000㎡超5,000㎡以内	112,000円	120,000円	(+8,000円)	●
			床面積が5,000㎡超	175,000円	187,000円	(+12,000円)	●
	1 建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受ける場合		床面積が300㎡以内	129,000円	141,000円	(+12,000円)	●
			床面積が300㎡超1,000㎡以内	163,000円	180,000円	(+17,000円)	●
			床面積が1,000㎡超2,000㎡以内	212,000円	234,000円	(+22,000円)	●
			床面積が2,000㎡超5,000㎡以内	324,000円	359,000円	(+35,000円)	●
			床面積が5,000㎡超10,000㎡以内	414,000円	459,000円	(+45,000円)	●
			床面積が10,000㎡超25,000㎡以内	501,000円	552,000円	(+51,000円)	●
			床面積が25,000㎡超	580,000円	640,000円	(+60,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（つづき）

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (変更)又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料	2 建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受ける場合		床面積が300㎡以内	55,000円	59,000円	(+4,000円)	●
			床面積が300㎡超1,000㎡以内	72,000円	77,000円	(+5,000円)	●
			床面積が1,000㎡超2,000㎡以内	96,000円	104,000円	(+8,000円)	●
			床面積が2,000㎡超5,000㎡以内	173,000円	190,000円	(+17,000円)	●
			床面積が5,000㎡超10,000㎡以内	237,000円	261,000円	(+24,000円)	●
			床面積が10,000㎡超25,000㎡以内	294,000円	321,000円	(+27,000円)	●
			床面積が25,000㎡超	351,000円	384,000円	(+33,000円)	●
	1及び2に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定を受ける場合		床面積が300㎡以内	11,000円	12,000円	(+1,000円)	●
			床面積が300㎡超1,000㎡以内	19,000円	20,000円	(+1,000円)	●
			床面積が1,000㎡超2,000㎡以内	30,000円	33,000円	(+3,000円)	●
			床面積が2,000㎡超5,000㎡以内	87,000円	96,000円	(+9,000円)	●
			床面積が5,000㎡超10,000㎡以内	139,000円	153,000円	(+14,000円)	●
			床面積が10,000㎡超25,000㎡以内	181,000円	196,000円	(+15,000円)	●
			床面積が25,000㎡超	225,000円	245,000円	(+20,000円)	●
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合	① ②・③に掲げる場合以外の場合	床面積が200㎡以内	40,000円	44,000円	(+4,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
			床面積が200㎡超	44,000円	48,000円	(+4,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
		②建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（1）及びイ（2）及びロ（1）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	31,000円	34,000円	(+3,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
			床面積が200㎡超	34,000円	37,000円	(+3,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
		③建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	22,000円	24,000円	(+2,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
			床面積が200㎡超	24,000円	26,000円	(+2,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（つづき）

				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上4戸以下	77,000円	85,000円	(+8,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が5戸以上15戸以下	126,000円	140,000円	(+14,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	(+4,000円)	●
			住宅の戸数が16戸以上45戸以下	214,000円	239,000円	(+25,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	(+8,000円)	●
			住宅の戸数が46戸以上	308,000円	346,000円	(+38,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	(+14,000円)	●
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	床面積の合計が300㎡以内	77,000円	85,000円	(+8,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	(+2,000円)	●
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	126,000円	140,000円	(+14,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	(+4,000円)	●
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	214,000円	239,000円	(+25,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	(+8,000円)	●
			床面積の合計が5,000㎡超	308,000円	346,000円	(+38,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	(+14,000円)	●
	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）及びロ（1）に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上4戸以下	58,000円	64,000円	(+6,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が5戸以上15戸以下	95,000円	106,000円	(+11,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	(+4,000円)	●
			住宅の戸数が16戸以上45戸以下	165,000円	185,000円	(+20,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	(+8,000円)	●
			住宅の戸数が46戸以上	242,000円	273,000円	(+31,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	(+14,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（つづき）

				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）及びロ（1）に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	床面積の合計が300㎡以内	58,000円	64,000円	（+6,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	（+2,000円）	●
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	95,000円	106,000円	（+11,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	（+4,000円）	●
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	165,000円	185,000円	（+20,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	（+8,000円）	●
			床面積の合計が5,000㎡超	242,000円	273,000円	（+31,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	（+14,000円）	●
	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上4戸以下	39,000円	43,000円	（+4,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	（+2,000円）	●
			住宅の戸数が5戸以上15戸以下	65,000円	72,000円	（+7,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	（+4,000円）	●
			住宅の戸数が16戸以上45戸以下	116,000円	130,000円	（+14,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	（+8,000円）	●
			住宅の戸数が46戸以上	177,000円	200,000円	（+23,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	（+14,000円）	●
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	床面積の合計が300㎡以内	39,000円	43,000円	（+4,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	（+2,000円）	●
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	65,000円	72,000円	（+7,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	（+4,000円）	●
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	116,000円	130,000円	（+14,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	（+8,000円）	●
			床面積の合計が5,000㎡超	177,000円	200,000円	（+23,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	（+14,000円）	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（つづき）

		現行料金	新料金	(改定額)	別途設定	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）の認定を申請する場合	床面積の合計が300㎡以内	242,000円	270,000円	(+28,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	12,000円	13,000円	(+1,000円)	●
		床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	303,000円	338,000円	(+35,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	19,000円	22,000円	(+3,000円)	●
		床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	390,000円	435,000円	(+45,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	30,000円	34,000円	(+4,000円)	●
		床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	555,000円	621,000円	(+66,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	87,000円	98,000円	(+11,000円)	●
		床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	684,000円	766,000円	(+82,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	138,000円	156,000円	(+18,000円)	●
		床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	813,000円	911,000円	(+98,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	178,000円	202,000円	(+24,000円)	●
		床面積の合計が25,000㎡超	927,000円	1,039,000円	(+112,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	222,000円	251,000円	(+29,000円)	●
	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の認定を申請する場合	床面積の合計が300㎡以内	95,000円	106,000円	(+11,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	12,000円	13,000円	(+1,000円)	●
		床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	120,000円	134,000円	(+14,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	19,000円	22,000円	(+3,000円)	●
		床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	157,000円	175,000円	(+18,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	30,000円	34,000円	(+4,000円)	●
		床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	253,000円	283,000円	(+30,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	87,000円	98,000円	(+11,000円)	●
		床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	330,000円	369,000円	(+39,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	138,000円	156,000円	(+18,000円)	●
		床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	400,000円	449,000円	(+49,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	178,000円	202,000円	(+24,000円)	●
		床面積の合計が25,000㎡超	469,000円	527,000円	(+58,000円)	●
		評価機関の審査を受けた場合	222,000円	251,000円	(+29,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（つづき）

				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合	① ②・③に掲げる場合以外の場合	床面積が200㎡以内	24,000円	27,000円	(+3,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
			床面積が200㎡超	27,000円	29,000円	(+2,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
		②建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）及びロ（1）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	20,000円	21,000円	(+1,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
			床面積が200㎡超	21,000円	23,000円	(+2,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
		③建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	15,000円	17,000円	(+2,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
			床面積が200㎡超	16,000円	18,000円	(+2,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	6,800円	7,800円	(+1,000円)	●
	共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の変更認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上4戸以下	45,000円	50,000円	(+5,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	(+2,000円)	●
			住宅の戸数が5戸以上15戸以下	76,000円	85,000円	(+9,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	(+4,000円)	●
			住宅の戸数が16戸以上45戸以下	135,000円	151,000円	(+16,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	(+8,000円)	●
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	住宅の戸数が46戸以上	203,000円	229,000円	(+26,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	(+14,000円)	●
			床面積の合計が300㎡以内	45,000円	50,000円	(+5,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	(+2,000円)	●
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	76,000円	85,000円	(+9,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	(+4,000円)	●
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	135,000円	151,000円	(+16,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	(+8,000円)	●
			床面積の合計が5,000㎡超	203,000円	229,000円	(+26,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	(+14,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（つづき）

				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）及びロ（1）に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の変更認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上4戸以下	36,000円	39,000円	（+3,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	（+2,000円）	●
			住宅の戸数が5戸以上15戸以下	61,000円	68,000円	（+7,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	（+4,000円）	●
			住宅の戸数が16戸以上45戸以下	110,000円	123,000円	（+13,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	（+8,000円）	●
			住宅の戸数が46戸以上	170,000円	192,000円	（+22,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	（+14,000円）	●
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	床面積の合計が300㎡以内	36,000円	39,000円	（+3,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	（+2,000円）	●
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	61,000円	68,000円	（+7,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	（+4,000円）	●
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	110,000円	123,000円	（+13,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	（+8,000円）	●
			床面積の合計が5,000㎡超	170,000円	192,000円	（+22,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	（+14,000円）	●
	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の変更認定を申請する場合	戸数に応じて定める金額	住宅の戸数が2戸以上4戸以下	27,000円	29,000円	（+2,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	（+2,000円）	●
			住宅の戸数が5戸以上15戸以下	46,000円	51,000円	（+5,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	（+4,000円）	●
			住宅の戸数が16戸以上45戸以下	86,000円	96,000円	（+10,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	（+8,000円）	●
			住宅の戸数が46戸以上	138,000円	156,000円	（+18,000円）	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	（+14,000円）	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（つづき）

				現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の変更認定を申請する場合	住戸以外の部分の床面積の合計に応じて定める金額	床面積の合計が300㎡以内	27,000円	29,000円	(+2,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	14,000円	(+2,000円)	●
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	46,000円	51,000円	(+5,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	24,000円	28,000円	(+4,000円)	●
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	86,000円	96,000円	(+10,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	53,000円	61,000円	(+8,000円)	●
			床面積の合計が5,000㎡超	138,000円	156,000円	(+18,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	96,000円	110,000円	(+14,000円)	●
	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）の変更認定を申請する場合		床面積の合計が300㎡以内	128,000円	142,000円	(+14,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	12,000円	13,000円	(+1,000円)	●
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	162,000円	181,000円	(+19,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	19,000円	22,000円	(+3,000円)	●
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	211,000円	236,000円	(+25,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	30,000円	34,000円	(+4,000円)	●
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	323,000円	360,000円	(+37,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	87,000円	98,000円	(+11,000円)	●
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	412,000円	461,000円	(+49,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	138,000円	156,000円	(+18,000円)	●
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	497,000円	557,000円	(+60,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	178,000円	202,000円	(+24,000円)	●
			床面積の合計が25,000㎡超	576,000円	646,000円	(+70,000円)	●
			評価機関の審査を受けた場合	222,000円	251,000円	(+29,000円)	●

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（つづき）

			現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の変更認定を申請する場合	床面積の合計が300㎡以内	55,000円	60,000円	（+5,000円）	●
		評価機関の審査を受けた場合	12,000円	13,000円	（+1,000円）	●
		床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	71,000円	79,000円	（+8,000円）	●
		評価機関の審査を受けた場合	19,000円	22,000円	（+3,000円）	●
		床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	95,000円	106,000円	（+11,000円）	●
		評価機関の審査を受けた場合	30,000円	34,000円	（+4,000円）	●
		床面積の合計が2,000㎡超3,000㎡以内	171,000円	191,000円	（+20,000円）	●
		評価機関の審査を受けた場合	87,000円	98,000円	（+11,000円）	●
		床面積の合計が3,000㎡超4,000㎡以内	235,000円	263,000円	（+28,000円）	●
		評価機関の審査を受けた場合	138,000円	156,000円	（+18,000円）	●
		床面積の合計が4,000㎡超5,000㎡以内	290,000円	326,000円	（+36,000円）	●
		評価機関の審査を受けた場合	178,000円	202,000円	（+24,000円）	●
		床面積の合計が5,000㎡超	347,000円	390,000円	（+43,000円）	●
		評価機関の審査を受けた場合	222,000円	251,000円	（+29,000円）	●

⑦ 農業委員会事務処理手数料

			現行料金	新料金	（改定額）	別途設定
証明手数料	現地目証明に関するもの	1件1筆につき	2,000円	2,200円	（+200円）	
		1件につき1筆を加えるごとに	400円	500円	（+100円）	
	経営証明その他の証明・証明書の再発行・図面の写しの交付		400円	500円	（+100円）	

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

⑧ テクノセンター機器測定・試験等手数料

			現行料金	新料金	(改定額)	別途設定
材料評価試験機器	圧縮試験、曲げ荷重試験	1件	3,600円	4,200円	(+600円)	●
		1件加えるごとに	2,400円	2,900円	(+500円)	●
	杭折試験	1件	3,600円	-	廃止	-
		1件加えるごとに	2,400円	-	廃止	-
	引張試験、曲げ試験	1件	2,400円	2,900円	(+500円)	●
		1件加えるごとに	1,700円	2,100円	(+400円)	●
非破壊検査機器	超微細四次元X線CT測定	1時間ごと	5,900円	-	廃止	-
		最初の1時間	-	26,400円	新設	-
		同一金属等 1 時間加えるごと	-	6,600円	新設	-

【別途設定欄】

- 増加率に基づかず、各施設の利用形態、他市、類似施設とのバランス等を考慮し別途設定したもの

資料 4 行政財産使用料の改定内容

【現状】

		8時～12時	12時～17時	17時～22時	1日
建物	150㎡未満	150円	250円	300円	700円
	150㎡以上	300円	400円	500円	1,200円
その他のもの		その都度上記に準じて市長が定める額			

【変更案】

- ・キッチンカーなど営利目的の場合の料金を新設する。

▶ 1日1区画につき1,200円とする

※1区画の定義

- ・1区画は20㎡以内とし、これを超える場合は20㎡ごとに1区画を加算する。